

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月2日
【会社名】	株式会社大盛工業
【英訳名】	OHMORI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 進助
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
【電話番号】	東京03(3627)3221(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 関 忠夫
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
【電話番号】	東京03(3627)3221(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 関 忠夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,508,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 400,508,600円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	190個(新株予約権1個につき100,000株)
発行価額の総額	1,508,600円
発行価格	新株予約権1個につき7,940円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.0794円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年5月18日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社大盛工業 総務部 東京都葛飾区水元三丁目15番8号
払込期日	平成23年5月18日(水)
割当日	平成23年5月18日(水)
払込取扱場所	株式会社千葉銀行金町支店

(注)1. 第2回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成23年5月2日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社大盛工業 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式19,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、21円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>400,508,600円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成23年5月18日から平成25年5月17日(但し、平成25年5月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社大盛工業 総務部</p> <p>東京都葛飾区水元三丁目15番8号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社千葉銀行金町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、本新株予約権を行使することができる期間中の東証二部における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先との間での締結が予定される第三者割当契約(以下「本契約」といいます。)に基づき、割当予定先に本新株予約権の行使を指示(以下「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

各行使指示により、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した日の東証二部における当社普通株式の出来高の15%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とします。

また、本新株予約権を行使することができる期間中の東証二部における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した日の東証二部における当社普通株式の出来高の20%を、本新株予約権1個の目的である株式の数100,000株で除し、1未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とします。

従いまして、上述の計算に基づく行使指示の上限個数が1に満たない場合は、当社は行使指示することはできません。なお、行使指示は、直近7連続取引日(当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。))の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%、若しくは150%を超過した当該日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、当該7連続取引日の最終日の東証二部における当社普通株式の普通取引終了時点で割当予定先が株式貸借契約(割当予定先が当社株主の株式会社ウィークリーセンター(東京都千代田区 代表取締役 加賀谷誠)との間で、平成23年5月16日に締結する予定の、当社普通株式を借り受ける契約をいいます。)に基づき保有している当社普通株式の数(最大1,000,000株(本新株予約権10個))を超えないように行われます。

2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除きます。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとし、

(2) 本項第(1)号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

3. 本新株予約権の譲渡指示

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降はいつでも、当社の取締役会の決定により割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。当社といたしましては「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (4) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降において譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した割当先が確保できた場合にはマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。また、譲渡指示を行う場合には、当社にて本新株予約権の割当予定先と同等の調査を譲渡先に対しても行います。なお、譲渡先上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生します。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

6. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、「新株予約権の内容等」の記載に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。

(3) 本新株予約権の発行については、本有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
400,508,600	28,450,000	372,058,600

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(1,508,600円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金

額の合計額（399,000,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳
 - a. 弁護士費用1,500,000円
 弁護士法人港国際グループ
 神奈川県横浜市 代表弁護士 玄 君先
 - b. 本新株予約権の設計評価費用3,000,000円
 株式会社プルータス・コンサルティング
 東京都港区 代表取締役 野口 真人
 - c. ファイナンシャル・アドバイザー費用21,950,000円
 株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザー
 東京都港区 代表取締役 野口 真人
 （ファイナンシャル・アドバイザー費用には成功報酬19,950,000円が含まれております。成功報酬は、本新株予約権の行使が行われて実際に払込みを受けた場合に、払込金額の5%を支払うものとされております。）
 - d. 登記費用等2,000,000円
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

（2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
上・下水道事業に関する契約保証金及び工事費用立替金	174	平成23年5月～ 平成25年5月
不動産関連事業に関する土地取得費用及び建築費用	148	
O L Yリース事業の拡販に関するO L Y材料調達費用及び広告宣伝費用	20	平成23年5月～12月
デイ・ケア・サービス事業に関する本社改修費用	30	平成23年5月～7月

（注）具体的な使途について

調達資金約372百万円は、主として以下の事業資金として充当する予定であります。

上・下水道事業に関する契約保証金及び工事費用立替金

公共工事である上・下水道工事の受注は、競争入札を通じて落札した企業が受注する仕組みとなっておりますが、近年落札価格の低価格化が進んでおります。一方発注先の官公庁が予定していた価格を、一定水準以上下回って落札された案件については、官公庁により低価格での落札と判定され、落札した企業が工事施工を完了する証として受注に際し、落札価格の10%を契約保証金として預託することを要求されます。当社といたしましては、低価格での受注は利益が圧迫されるものの、当社独自の技術力、ノウハウ、施工実績を駆使して工事を施工し、利益を確保する能力を保持しているため、官公庁からの発注案件については、内容を十分に検討した上で低価格での入札も必要に応じて行っております。

しかし、前述いたしましたように、低価格案件の場合は首尾良く落札できた場合でも、受注時点で受注金額の10%を預託する必要があり、そのための資金負担が発生いたします。また、公共工事における官公庁の支払は、工事着手時に発注金額の40%が支払われるものの残りの60%については工事完了時に支払われるため、その間に発生する各種費用は、当社の立替え費用となります。

このように公共工事におきましては、受注すればするだけ、預託金と立替え費用が発生することになります。しかしながら上・下水道事業は、これまでの当社の主力事業であり、受注して工事を完成させれば、必ず利益を確保できる事業でもあるため、継続して発展させていくべき事業と考えており、本事業を推進するための資金として、174百万円を充当する予定であります。

不動産関連事業に関する土地取得費用及び建築費用

現在の不動産市況は、大型案件は別といたしましても、比較的low価格な利回り物件の売買につきましてはかなり活発になってきております。当社が目指す不動産関連事業といたしましては、賃貸マンション等の利回り物件の建築及び販売を主力に考えております。

当社はこれまでも不動産関連事業を行ってまいりましたが、当社事業の柱となる事業にまでは育っていませんでした。しかしながら、現時点において不動産関連事業を推進する社内体制も整い、今後も好調が維持されると思われる小型の利回り物件を主体に事業を進めていく予定であります。

具体的には東京都内若しくは近県において、当社の販売価格で1億円から2億円程度となる案件を中心に、土

地の取得から建物の建築、入居者の募集、投資家への売却まで一貫して行い、利益を確保する計画であります。当社といたしましては、小型物件に対する購入ニーズは活発であり、今後の事業として期待できるものと考えており、そのための土地取得費用、建築費用等本事業を推進するための資金として148百万円を充当する予定であります。

ＯＬＹリース事業の拡販に関するＯＬＹ材料調達費用及び広告宣伝費用

当社が独自に開発した路面覆工工法であるＯＬＹ工法は、開削工法における効率性と安全性に優れた工法としてこれまでも一定の評価を得ており、当社の工事現場での使用はもとより、当社がＯＬＹ機材をリースにて貸し出すことにより、他社の工事現場においても活用されてまいりました。

しかしながら、ＯＬＹ工法が有する効率性、安全性の高さに比して、その普及度はいまだ道半ばの状態にあると言わざるを得ず、当社といたしましてはＯＬＹ工法の拡販にさらに力を注いでいくべく各種の検討をしております。具体的にはＯＬＹ工法の拡販要員を補充して営業力を強化し、また、ユーザーの様々な要望にこたえられるようＯＬＹ機材のラインアップの多様化や在庫品の拡充、さらに販売ルートを強化するため、また、ＯＬＹ工法の認知度の向上を目指し、各種媒体を使ってＯＬＹ工法の優位性をアピールする広告宣伝の実施も検討しており、これらの施策を通じてＯＬＹ事業を拡販するための資金として、ＯＬＹ材料調達費で18百万円、広告宣伝費で2百万円、合計20百万円を充当する予定であります。

デイ・ケア・サービス事業に関する本社改修費用

今日の我が国においては、人口の高齢化が進み、高齢者の方々に対する社会的なケアは国家的な命題にもなっており、民間事業会社においても高齢者の方々を対象とする各種サービスの提供を行っております。

当社といたしましても、これまでも高齢者の方々を対象としたサービスを提供する新規事業を検討してまいりました。具体的には、介護ビジネスのコンサルタントを交えて介護ビジネスの現況を把握するとともに、病院経営者、医師とも会合を持ち、当社が介護ビジネスに進出できる可能性及び問題点について各種検討を加えてまいりました。その結果、当社が最初に手掛けるべき介護ビジネスとして、当社の本社施設を有効活用したデイ・ケア・サービス事業を行うこととし、そこで経験、ノウハウを蓄積したうえで、介護ビジネス全般への進出を目指すべく、それに伴う本社1階改築費用として20百万円、地下駐車場からのエレベータ新設費用として10百万円、合計30百万円を充当する予定であります。

また、上記各事業に資金を充当する順位といたしましては、デイ・ケア・サービス事業、ＯＬＹリース事業、不動産関連事業、上・下水道事業の順を予定しております。デイ・ケア・サービス事業、ＯＬＹリース事業に関しましては、早期の資金手当てが必要なため、万一、本新株予約権による資金調達ができない場合は、手持ちの運転資金にて対応し、資金調達できた段階で、運転資金に補填する予定であります。当社は、上記のように各事業への資金を充当することにより、事業の多角化を図り、これまでの上・下水道事業と同様に、事業の柱となり得る事業を確立し、経営基盤を安定させ、近時の経済情勢のめまぐるしい変動にも堪え得る企業として発展していくべく、事業の再構築に邁進してまいります。

なお、一般論として、新株予約権の行使による払い込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合がございます。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成23年5月2日現在）

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 （以下「マイルストーン社」といいます。）
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦

資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社が所属する建設業界全般の経営環境といたしましては、公共投資は依然として減少を続け、また、景気の先行不透明感を反映して、民間の設備投資にも改善の兆しは見えず、総じて厳しい状況が続いております。

当社におきましては、これまで公共工事である上・下水道工事を事業の主体として業務を進めてまいりましたが、減少を続ける公共投資の影響を受け、ここ数年、上・下水道事業における売上高、利益ともに厳しい状況が続いております。

当社は、このような状況を打開するため、不動産関連事業の強化及び新規事業の立上げを行い、上・下水道事業と並ぶ事業の柱として確立し、業績の早期回復を図っていく所存であります。

当社の各事業に関する具体的展望は、次のとおりであります。

上・下水道事業

上・下水道事業につきましては、これまでも当社のメイン事業であったため、豊富な施工実績を有しており、また、施工技術・ノウハウに関しましては、当社独自技術であるOLY工法(路面覆工工法)、ピカルス工法(上水道工事におけるパイプ・イン・パイプ工法)等の有力な工法を保有しております。当社といたしましては、これらの技術を活用し、他社との差別化を図り、受注競争を勝ち抜くことは、充分可能であると考えております。但し、公共工事である上・下水道工事に関しましては、当社が首尾よく官公庁から受注した場合でも、契約金額の40%相当額は契約時に官公庁から支払われますが、残りの60%相当額は基本的に工事完成時に支払われるため、当社としては、工事が完成するまでの期間(通常は1年半から2年)費用の支出が先行することとなり、官公庁から受注すればする程、費用の支出が増大するという構図があります。しかしながら、当社はこれまでも、当社が受注した工事に関しては必ず売上利益を確保してまいりましたし、また、当社の技術力をもってすれば、今後も一定の受注量を確保すれば、工事完成時には売上利益を期待できることから、上・下水道工事は当社の主力事業として今後も受注の拡大を目指していく予定であります。

不動産関連事業

当社はこれまでも、不動産の取得及び販売を通じて不動産事業を行ってまいりましたが、上・下水道事業とは異なり、当社独自のノウハウ、販売ルート等が乏しく、これまでは十分な成果を挙げ得る状態までには至ってありませんでした。しかしながら、昨年の8月に不動産事業を主力事業として行っている株式会社ウィークリーセンター・グループより3名の要員を、当社取締役として迎え入れたことにより、当社における不動産事業の推進体制が確立いたしました。現在の不動産事業の具体的展開といたしましては、賃貸マンション等の利回り物件を土地の取得から建物の建築まで当社が一貫して行い、建物の完成後は入居者の募集を行ったうえ利回り物件として販売するというスキームを主体に事業展開を行っております。また、マンション等の建物の建築にあたっては、当社茨城工場において、建物の各部屋をユニットとして製作し、建築現場に搬送し、それらを組み立てるといったユニット工法(株式会社ウィークリーセンター・グループが保有する建築工法)を用いて建築を行うことができるため、工期的には短期間で、かつ標準ユニットの製作により建築費の低価格化を図ることができます。これらの人的補強及びユニット工法の活用等により、当社といたしましては、不動産事業を上・下水道事業に並ぶ事業の柱に育てていく計画であります。

OLY事業の拡販

従来、道路等の地下空間における工事を行う際には、一般的に工事期間を通じて何度も掘削と埋設を繰り返すため工期が長引き、また、周辺住民にも不評を買うこともありました。しかしながら、当社のOLY工法は、これらの諸問題を解決することが可能であり、なおかつ、安全面においても非常に優れた工法であります。当社はこれまでも、自

社で行う工事において、開削工法(道路面を上から掘削していく工法)の場合はO L Y工法を採用しております。

また、当社は他社に対してもO L Y工法の採用を積極的に呼びかけてまいりました。その結果、O L Y工法は一定の認知度を獲得しており、他社においても採用されるようになっております。これにより、当社にはO L Y機材のリース収入が入り、その額は年々上昇を続けております。

O L Y機材のリースは収益性が高いため、当社といたしましては、O L Y工法のさらなる拡販を行うため、O L Y機材の在庫を拡充するとともに拡販要員を増員し、また、広告宣伝を積極的に行ってO L Y機材のリース取引の拡大を積極的に推進してまいります。

新規事業の立上げ

当社では、将来の事業展開を考えた場合、従来から行っている建設業に直接関連する事業以外の分野においても事業の種をまき、それを育て、バランスの良い経営資源の配分を行うことにより事業に対するリスクヘッジを行う必要があると考えており、そのための新規事業の立上げを計画しております。現在、具体的に進めている事業としては、介護サービス事業及び警備サービス事業があります。

介護サービス事業としては、まず本社施設を有効活用してのデイ・ケア・サービス事業を検討しております。これは、当社の本社が住宅地にあるため周辺地域におけるデイ・ケア・サービスに対するニーズがあること、また、本社施設に利用可能なスペースが充分あり、当該スペースを活用して事業を行うことができること等を勘案して、デイ・ケア・サービス事業に進出しようと考えたものであります。現在の進捗状況といたしましては、介護サービス事業のコンサルタントとともに当社スタッフがデイ・ケア・サービスを要望する方の募集方法の確立及び本社の改築手配を着々と進めているところであります。

また、当社は、これまで上・下水道事業を主体に行ってまいりましたが、当然のことながら工事中の安全確保は非常に重要な事項であります。この安全確保のためには、工事自体に細心の注意を払って行うことはもとより、車両や人の通行に対する安全確保も極めて重要であり、そのために工事現場には必ずガードマンがついて安全確保を行っております。

さらに、当社の行っている工事だけを考えましても、各工事現場にはガードマンが複数名配置されるため、当社全体として見ると、当社工事に関するだけでも相当数のガードマンを全工事期間に亘って配置しており、その費用もかなりの金額になっております。このような状況を鑑みまして、当社といたしましては、当社自体が警備サービス事業(ガードマン事業)を行い、自社の工事現場のみならず、他社の工事現場にもガードマンを派遣するという警備サービス事業全般を当社の新規事業として検討中であります。

本事業は、当社がこれまで行ってきた上・下水道事業に付随する事業でもあるため業界状況も充分把握しており、現在の状況といたしましては既存のガードマン会社との連携を通じて事業としての可能性を検討しているところであります。このように、当社といたしましては従来の建設業の枠に固執せず、当社として可能性のある新規事業には積極的に進出して行く所存であります。

以上ご説明いたしましたように、当社といたしましては、従来からの本業であります上・下水道事業及びそれに付随する関連事業は継続して発展させていく方針であります。それ以外でも、これまで手薄であった不動産関連事業の強化と新規事業の立ち上げを行い、上・下水道事業と並ぶ事業の柱として確立することによりバランスのとれた経営を目指してまいります。また、そのためには、各事業の展開に伴う資金ニーズが発生するため、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定したものであります。

当社といたしましては、本新株予約権の発行により調達される資金を最大限に有効活用し、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融(銀行借入)による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指して

おり、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと行使指示できることが大きな特徴であり、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。当社が本資金調達方法を他の資金調達方法と比較して優れていると判断した理由は、以下のとおりであります。

1. 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の24.5%(19,000,000株)であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項並びに譲渡指示条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得、若しくは他の割当先への譲渡指示が可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法若しくは、より有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 資金調達の確実性

株価が行使価額を上回らない場合は、割当予定先が行使を行わず、想定する資金調達が達成されない可能性があります。

また、株価が行使価額を上回った場合であっても、出来高が少ない場合は、当社による割当予定先に対する行使指示ができず行使が進まないこと、また、行使指示ができた場合であっても、割当予定先による株式の売却が進まないことなどにより、想定される資金調達が達成されない可能性があります。

以上のような状況により、調達額が当初計画よりも少額となるリスクがあります。

なお、本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(3)本新株予約権の特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(3) 本新株予約権の特徴について

本新株予約権の特徴としては、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、株価と出来高の制約の下、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は21円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から19,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が上記「1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等 表中「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」欄の調整式に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証二部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社の裁量により、当社普通株式の出来高の15%を上限に、また、150%を超過した場合は、出来高の20%を上限に当社が本新株予約権の行使を指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、株価、出来高等の一定の条件を満たすことを前提として、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

なお、行使指示条項の具体的内容については、「1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）

1．本新株予約権の行使指示」をご参照ください。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

(4) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社は、これまで、事業の拡大を図るため、必要となる資金の調達方法について、各種検討を進めてまいりました。その過程において、当社元顧問（白石孝誼氏）の紹介により、平成21年12月下旬に、今回の新株予約権の設計を担当した株式会社ブルータス・コンサルティング代表取締役であり、また、株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーの代表取締役でもある野口真人氏、及び今回の割当予定先でありますマイルストーン社の代表取締役の浦谷元彦氏とお会いし、新株予約権の発行による資金調達の説明並びにこれまでの事例について説明をいただきました。それらの情報を元に、当社といたしましては、資金調達手段としてどのような方法が当社にとって最良の資金調達手段であるかを、検討してまいりました。一方、その間における当社の業況といたしましては、主力事業である上・下水道事業が公共投資削減の影響を受け、売上の的にも、利益的にも厳しい状態が続いており、業績の立て直しのためには、上・下水道事業以外に、早期に売上、利益を計上できる事業の構築が必要となっております。

その様な中、平成22年8月上旬に、不動産事業を主体として事業を行っている株式会社ウィークリーセンター・グループより3名の要員を当社取締役として迎え入れたことにより、当社にとってこれまで経験やノウハウが不足していた不動産関連事業への本格的な進出が可能な状況となりました。

このような状況を踏まえ、当社といたしましては、当社業務の抜本的な改善を図るため、従来からの主力事業である上・下水道事業と併せて、不動産事業の強化を行い、また、それ以外にも新規事業の立上げを行うこととし、そのために必要となる資金の調達手段として本新株予約権の発行を企図することとなりました。今回の新株予約権の発行に至るまでの具体的な経過といたしましては、平成23年1月下旬に、当社より株式会社ブルータス・コンサルティング及び株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーへ連絡を取り、再度、新株予約権の発行による資金調達手法に関する説明及び現況の株式市況についての情報提供を求め、それらの情報を元に当社内部において検討を進めた結果、本新株予約権の発行により、資金調達を行うことを決定いたしました。また、割当予定先を選定に当たっては、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要となる資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として検討を進めた結果、マイルストーン社が最良の割当予定先であるとの結論に至りました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約2年2ヶ月で、当社を除く上場企業11社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受並びに新株予約権の行使で約27億円の払込を行っております。上記の新株予約権はすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて

適時に行われていることが推認できます。したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。同社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も有利な条件であり、当社が受けた複数のご提案の中で、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことを確認しましたので、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は19,000,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行に係る払込みについては、マイルストーン社より払込期日に全額払い込むことを表明及び保証した書面を受領しており、また、本新株予約権の権利行使に係る資金の確保についても、支障がない旨の説明を受けております。

また、当社といたしましては、以下の内容にて、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していることの確認を行っております。

当社は、平成22年2月1日から平成23年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上が25億32百万円、営業利益が3億86百万円、経常利益が3億86百万円、当期純利益が53百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成23年1月31日現在の現金及び預金が3億8百万円であり、一方、短期借入金金が3億59百万円であることを確認いたしました。なお、短期借入金の3億59百万円については、マイルストーン社の代表取締役である浦谷元彦氏の自己資金からの借入金であることを聴取により確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成23年3月31日現在の預金残高が4億25百万円であることを確認し、払い込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社がマイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値により財務の健全性が確認されたこと及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

また、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、新株予約権の行使により取得した当社株式を市場で売却することにより、資金を回収し、その後、また新たな新株予約権を行使して株式を取得し、それを売却するという行為を繰り返して行うため一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社株主である株式会社ウィークリーセンター(東京都千代田区 代表取締役 加賀谷誠)と、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式のつなぎ売りのために当社普通株式1,000,000株の貸借契約(当社普通株式の貸借期間:平成23年5月18日から平成25年5月17日まで)を平成23年5月16日に締結する予定であります。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を、聴取により確認しております。

以上により、当社はマイルストーン社が、本新株予約権の行使に係る資金を有しているものと総合的に判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても第三者調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区)に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区 代表取締役 能勢元)による評価書(本新株予約権1個につき7,940円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を7,940円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成23年4月28日)の東証二部における普通取引の終値22円を参考として10%以内のディスカウントを行い1株21円(ディスカウント率4.55%)に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均24.78円に対する乖離率は15.25%ですが、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均20.32円に対する乖離率は3.35%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均16.76円に対する乖離率は25.30%、となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法につきましては、最近2ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均株価に主体を置いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと思われ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと判断いたしました。

そのため、当社といたしましては、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成23年4月28日)の終値を基準として、かつ、本新株予約権の順調な行使を促進するため10%以内のディスカウントを行い、行使価額を1株21円とすることが、妥当であると判断いたしました。

この行使価額は、取締役会決議日の前取引日までの1ヶ月間の終値平均に対しては、15.25%のディスカウントになっておりますが、これは、直近2ヶ月間において当社株価に急激な上昇局面があったことにより、1ヶ月間の終値平均が上昇したためであり、一過性の要因によるものであります。また、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均に対しては、ディスカウントではなくプレミアムとなっております。従いまして、当社といたしましては、当社株価が安定してきている現在の株価が、当社企業価値を適正に反映しているものと考え、取締役会決議日の前日の終値を基準に4.55%ディスカウントして、行使価額を21円といたしました。

また、これは日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

また、本新株予約権の行使による発行株式数は19,000,000株であり、平成23年1月31日現在の当社発行済株式総数77,527,498株に対し24.5%(平成23年1月31日現在の当社議決権個数774,680個に対しては24.5%)に相当し、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、上記「1.割当予定先の状況 c.割当予定先の選定理由(1)本新株予約権の発行の目的及び理由」のとおり、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該事業資金の確保は必要であり、また今後も継続的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達が必要であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成22年7月期 1.58円、平成21年7月期 6.42円、平成20年7月期 2.57円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金を新規事業を含む各事業に厳選して投下し、事業の多角化及び各事業の拡大を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であるとと考えております。

さらに、上記「1.割当予定先の状況 c.割当予定先の選定理由(3)本新株予約権の特徴について」に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定であります。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権の発行が、既存株主の皆様様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではなく、希薄化の規模も合理的と判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成23年1月31日現在の当社の発行済株式総数77,527,498株に係る議決権の総数は774,680個で、本新株予約権がすべて行使された場合に発行される当社株式19,000,000株に係る議決権の数は190,000個となり、現在の当社の発行済株式総数及び

議決権の総数に対する割合は株式数で24.5%、議決権数で24.5%となります。したがって、本新株予約権の発行は、25%以上となる場合に当たらず、また、支配株主となるものが生じる場合にも当たりませんので、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当には該当いたしません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	-	-	19,000,000	19.69
ウイン ベース テクノロジス (常任代理人 雨宮英明 法律事務所)	SUITE 1201, 12F, TOWER 2, THE GATEWAY, 25 CANTON ROAD, TSUWSHATSUI, KOWLOON, HONG KONG (東京都中央区京橋1丁目6 番14号)	10,415,000	13.44	10,415,000	10.79
ブライトン インベスト コープ (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	PASEA ESTATE ROAD TOWN, TORTOLA BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号決済事業部)	5,950,000	7.68	5,950,000	6.17
有限会社大同商事	埼玉県戸田市美女木8丁目 2-2	3,800,000	4.90	3,800,000	3.94
株式会社総合企画	さいたま市大宮区宮町4丁目 90番地17-1001	2,447,800	3.16	2,447,800	2.54
有限会社広栄企画	東京都葛飾区南水元1丁目 10-8	2,283,588	2.95	2,283,588	2.37
株式会社ウィークリーセ ンター	東京都千代田区神田北乗物町 2 神田乗物町ビル604	2,234,000	2.88	2,234,000	2.32
長谷川 外次	石川県鹿島郡中能登町	1,584,400	2.04	1,584,400	1.64
株式会社ワイピア	さいたま市大宮区宮町4丁目 90-17	1,545,200	1.99	1,545,200	1.60
スモークシグナル株式会 社	横浜市西区宮崎町61-4	1,138,400	1.47	1,138,400	1.18
福岡 祺人	東京都世田谷区	1,111,100	1.43	1,111,100	1.15
計	-	32,509,488	41.95	51,509,488	53.38

(注) 1. 平成23年1月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成23年1月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的である株式の総数19,000,000株を加えて算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社が保有する自己株式39,200株を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第44期有価証券報告書及び四半期報告書（第45期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第44期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年5月2日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

提出日 平成22年11月4日

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年10月28日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
議案 定款一部変更の件	425,971	6,973	0	97.82	可決

(注) 1. 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日	平成22年10月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期 第2四半期)	自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日	平成23年3月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年10月28日

株式会社大盛工業

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 毛利 優 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関本 享 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成20年8月1日から平成21年7月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大盛工業の平成21年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社大盛工業が平成21年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月15日

株式会社大盛工業
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第44期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年8月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成22年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月28日

株式会社大盛工業

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菊原 栄三 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大盛工業の平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社大盛工業が平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年3月14日

株式会社大盛工業
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大盛工業の平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第45期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年8月1日から平成23年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大盛工業の平成23年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。